中小企業が電子契約を導入する際の実務Q&A

コロナ禍により、電子契約の導入が急速に進んでいますが、ポイントを押さえておかなければ、トラブルにつながることもあり得ます。そこで、電子契約にまつわる実務上の疑問に答えます。

カクイ法律事務所　弁護士　**石井 邦尚**

電子契約の導入が拡がる理由とは

Q1　電子契約とは、どういうものですか?

A　法律には「電子契約」という言葉は出てきません。広い意味では、書面ではなく、電磁的記録（電子データ）を用いて締結する契約全般を指しますが、一般的には、そのような契約のうち、電子署名法が適用される電子署名を施して締結するものをいうことが多いです。本稿でも、このような電子署名を施したものを「電子契約」と呼びます。

　電子契約には、誰が電子署名を行なうかにより、大きく分けて、①当事者電子署名型、②事業者署名型（立会人電子署名型）の２つのタイプがあります。

●当事者電子署名型

　当事者電子署名型は、契約当事者双方が、それぞれの署名鍵（秘密鍵）と電子証明書を用いて電子署名を行なうものです（図表1）。

　契約当事者の双方が、署名鍵という「電子的な印鑑」を持つようなもので、双方が紙の契約書に押印するイメージに近いと言えるでしょう。

　両当事者は、それぞれが認証局へ署名鍵に対応する電子証明書発行の申請を行ないます。認証局は、身元確認をしたうえで電子証明書を発行します。

　後述の事業者署名型と比べると、認証局が身元確認をするため、この点での信頼性がより高いことがメリットです。

　電子契約に関しては、電子署名法が２００１年に施行されていますが、当事者電子署名型の電子契約は、以前から電子署名法（2条1項および3条）が適用されると考えられていました。しかし、電子証明書を発行するための手間やコストの問題もあり、なかなか広く普及してこなかったのが実状です。

●事業者署名型（立会人電子署名型）

　事業者署名型（立会人電子署名型）は、電子契約サービスを提供する事業者が、事業者自身の署名鍵で電子署名を行なうものです（図表2）。

　事業者署名型では、事業者は契約当事者の指示に基づいて電子署名を行ないますが、契約当事者は署名鍵や電子証明書を準備する必要はありません。

　この事業者署名型の電子契約に、電子署名法（2条1項、3条）が適用されるかどうかは見解が分かれるところでしたが、２０２０年7月と9月に総務省・法務省・経済産業省が連名で公表した「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ＆A」（7月は電子署名法2条1項関係、9月は同法3条関係）のなかで、事業者署名型の電子契約サービスでも、一定の要件を満たせば、電子署名法上の電子署名（同法2条1項）となり、同法3条が適用されるという見解が示されました（なお、2条1項に該当する要件と3条に該当する要件は

異なります。これらの規定については、Q2で解説します）。

事業者署名型は、当事者電子署名型のように当事者自らが電子鍵や電子証明書を準備する必要がないため、より簡便に利用できるメリットがあります。

その利便性から、当事者電子署名型よりも事業者署名型の電子契約サービスがより普及しつつありますが、政府見解はこれを後押しすることになると思われます（ただし、法律の解釈は最終的には裁判所に委ねられます）。

図表1　当事者電子署名型サービスのイメージ

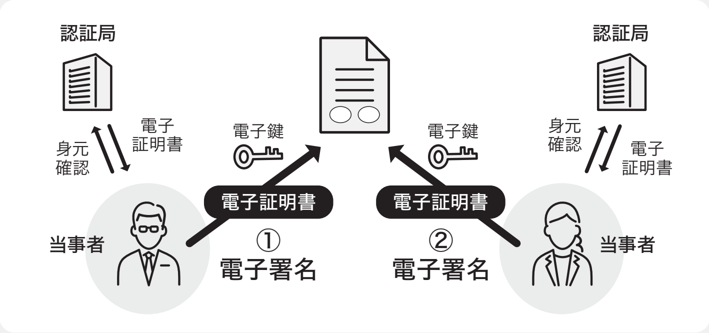

図表2　事業者署名型（立会人電子署名型）サービスのイメージ

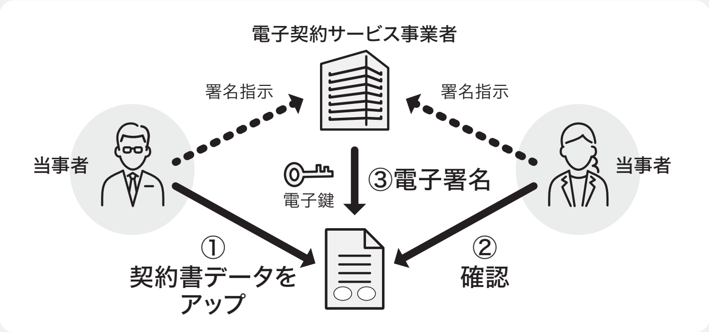

Q2 電子メールのやり取りで契約を締結するのでは、ダメなのでしょうか？

A 電子メールのやり取りでも契約を締結することは可能ですが、電子契約の代わりにはなりません。特に、重要な契約を電子メールのやり取りだけで締結することは、おすすめできません。

日本の法律では、一部の例外（たとえば保証契約）を除き、契約の締結に書面は必要でなく、当事者の意思が合致すれば、口頭でも契約は成立します。口頭でも成立するくらいですから、当然、電子メールのやり取りなどでも契約は成立し得ます。

実際に、基本契約書を締結したうえで、個別契約の締結は、電子メールで見積書・発注書・請書などをやり取りして済ませるやり方は、広く行なわれています。契約書そのものも、押印したものをPDFにしてメールでやり取りするという例も見られます。このようなやり方でも、契約は成立します。

それでは、わざわざ手間とコストをかけて電子署名による電子契約を用いるのはなぜでしょうか。

単なる電子メールやPDFのやり取りと電子契約との大きな違いは、①文書（電子契約）が作成者の意思に基づいて作成されたものであること（「文書の真正」といいます）の訴訟での立証、②改ざんリスクの低減、の2点です。

まず、紙の契約書で考えてみましょう。

●文書の真正の立証

契約書があっても、他人が勝手に作成した（偽造した）ものであると主張されて争いになることがあります。

その場合、訴訟で、契約書に証拠能力が認められるためには、それが本人（契約の当事者）の意思に基づいて作成された文書であること（文書の真正）を立証する必要があります。

この立証の際に、「本人の意思に基づいて押印」されていれば（それが立証されれば）、民事訴訟法228条4項により、文書の真正が推定されます。そして、判例により、本人の印鑑による印影であれば（それが立証されれば）、「本人の意思に基づいて押印」されたことが推定されるとされています（以上を、「二段の推定」といいます）。

たとえば、契約書上に、会社の実印や会社が契約書に普段使用している印鑑による印影があれば、判例により、会社（代表者）の意思に基づいて押印されたことが推定され、そして民事訴訟法によ

り、その文書が真正なものであること（＝その会社の意思に基づいて作成されたものであること。すなわち、偽造ではないこと）が推定されます。

紙の契約書への押印、特に実印での押印には、このように重要な意味があります。

●改ざんリスクの低減

また、契約書があっても、中身が改ざんされてしまっては、契約の中身が変わってしまったり、わからなくなったりします。

紙の契約書では、改ざんを防ぐために、契約書を2通作成してお互いに保有する、契約書に契印や割印を押印するなどといった工夫をします。

紙の契約書に比べ、電子メールのやり取り（電子メールでPDFデータを送る場合などを含みます）で契約を締結する場合、①文書の真正についての推定（二段の推定）は及びません。

たとえば、PDFに印影が画像として付されていたとしても、それは偽造が容易ですし、紙の契約書への押印のようには扱われません。さらに、②そもそも電子データは改ざんが比較的容易です。

電子契約で用いられる電子署名（電子署名法2条1項に該当するもの）は、これら①および②をカバーするものです。

電子署名法2条1項に該当する電子署名は、電子署名が付された電子データについて、①それが本人によって作成されたことを示すものであること（本人性）、②改変が行なわれていないことを確認できるものであること（非改ざん性）が要件とされています。

そして、①電子契約などの電子文書に、本人だけが行なうことができる電子署名が行なわれていれば、電子署名法3条により、紙の契約書で本人の印鑑で押印された文書と同じように、真正に成立した（本人の意思に基づいて作成された）ものであると推定され、証拠能力を有します。つまり、電子契約の電子署名には、紙の契約書に押印した場合とほぼ同様の法的効力が認められます。

さらに、②文書が改ざんされることを技術的に予防できます（正確には、改ざんされたときに、改ざんされた事実がわかります）。

このように、単なる電子メールのやり取りで締結する契約と、電子契約とは、大きく異なります。

Q3

電子印鑑と電子署名は違うのですか？電子印鑑で電子契約を締結してはいけないのでしょうか。

A

電子署名と似たものに、「電子印鑑」と呼ばれるものがあります。

電子印鑑は、電子ファイルに印影の画像を付したもので、書類に押印をしたような見た目になります。さらに、単に画像を付するだけでなく、作成日時や押印者の情報をいっしょに記録できるものもあります。

しかし、電子印鑑は、電子署名法が適用される「電子署名」とは異なり、Q2で説明した①本人性（文書の真正）、②非改ざん性といった機能はありません（これらの機能を有して電子署名の要件を満たすもので「電子印鑑」という名称を使っているものもありますが、ここでは除外して検討します）。電子印鑑が付されていても、①文書の真正な成立を立証する機能もありませんし、②改ざんされる（されている）リスクもあります。

そうすると、電子印鑑が付された契約書データを用いて契約を締結するということは、Q2で説明した電子メールやPDFのやり取りで契約を締結することと同様の位置付けとなります。見た目は紙の契約書と同様に整ってはいても、紙の契約書や電子契約とはまったくの別物と考えましょう。

したがって、電子印鑑は、稟議申請システムやワード・エクセルのファイルなどで、社内稟議や社内文書で電子印鑑を「承認したことの印」として利用するのには有用ですが、契約の締結のために用いることは推奨できません。

電子契約のメリットと導入の勘どころ

Q4

実際に、どのように電子契約を締結するのか、流れを教えてください。

A

当事者間で契約内容が合意に達したあと、電子契約（事業者署名型）を締結する際の典型的な流れは、次のようになります。

①契約書の電子データを準備
②電子契約サービスにログイン
③契約書の電子データをアップロード

④契約の相手方に通知または送付
⑤相手方が電子データを確認
⑥相手方が電子契約を承認

なお、紙の契約書の場合は、次のようになります。紙の契約書と比べると、電子契約では、印刷・製本等の手間や、郵送・返送などにかかる手間と時間が大幅に少なくなります（図表3）。

①契約書を準備
②印刷またはコピー（契約当事者の数と同数）
③製本
④収入印紙を貼付
⑤記名押印や契印・割印等の押印
⑥契約の相手方への郵送（封入・発送）や手渡し等
⑦相手方で記名押印や契印・割印等の押印
⑧契約書1部を郵送や手渡し等で返送

Q5 電子契約では、収入印紙はどのように扱われるのでしょうか？

A 一定の契約書には、収入印紙を貼付して印紙税を納付する必要があります。

1つや2つの契約書であればたいした金額でなくても、日常的に多くの契約書を交わしている企業では、印紙税の負担も大きなものになります。

一方で、電子契約では、物理的な「書類」を作成するわけではないので、収入印紙を貼付する必要はなく（貼付する場所もありません）、印紙税は不要です。

これは、電子契約を導入するメリットの1つです。

Q6 印紙税のほかに、電子契約の導入には、どのようなメリットがありますか？

A Q４で述べたように、電子契約は、紙の契約と比べて、契約締結のための製本や郵送等の手間が少なく、契約締結に要する時間も短くなるなど、契約締結業務を効率化できます。

特にテレワークの観点からは、契約書の印刷・製本や押印、郵送やその受け取りなどのために出社する必要がなくなるのは大きなメリットと言えるでしょう。

紙代や郵送代が不要、印紙税不課税、効率化による人件費削減などにより、費用の削減にもつながります。

図表3　契約方法のメリット比較表

	紙の契約書	電子メール・PDF等	電子契約
印紙税の負担	× 収入印紙必要	○ 収入印紙不要	○ 収入印紙不要
契約締結の手間（事務労力） スピード リモートワーク対応	× 製本・押印・郵送等が必要	○または△ △は押印したPDFをやり取りする場合など	○または△ △ははじめて当事者電子署名型を利用する場合など
費　用	× 収入印紙、郵送費用、印鑑証明書費用、人件費など	○	△ サービス利用料金
保　管	× 物理的スペース必要	△ バックアップ等の工夫必要	○ バックアップ等の機能のあるサービスあり
管　理	× 適切な管理に工夫が必要	△ 適切な管理に工夫が必要。PCの検索機能を利用できる	○ 契約管理機能のあるサービスあり
情報漏えいリスク	○ 不正コピー等を防ぐ工夫は必要	× 電子メール転送、誤送信、ウイルス等、リスクあり	○または△ 利用するサービスのセキュリティ対策の状況等による
信頼性・証拠力	○　実印+印鑑証明書 △　実印以外	×	○
偽造リスク	○ 契印・割印、2通作成などリスクを下げる工夫	× リスク高い	○ 偽造の有無を技術的に確認できる
取引先の習熟・取引先への説明等	○	△	× まだ利用したことのない企業が多い

また、契約書の数が多い企業では、紙の契約書を管理・保管するスペースを削減できます。

電子的に管理されるため、契約書の持ち出しや紛失というリスクも低減されます（図表3）。

Q7 取引先と同じサービスを契約しなければならないのでしょうか？

A 現在、様々な電子契約サービスが提供されていま

いしい くにひさ　カクイ法律事務所代表。企業法務・IT法務に強く、英語を必要とする案件にも対応する。
著書に『ビジネスマンと法律実務家のためのIT法入門』（民事法研究会）などがある。

すが、取引先にあわせて複数のサービスを契約すると、コストもかかり、管理も手間となります。

一方で、自社のすべての取引先に、自社と同じ電子契約サービスを利用してもらうことは、一部の企業を除けば非現実的です。

現在は、多くの電子契約サービスで、どちらか一方がサービスに契約していれば、その取引先は契約をしなくても利用できるようになっています。ただし、当事者電子署名型のサービスでは、当事者双方が認証局の認証を受けて電子証明書の発行を受ける必要があることに注意が必要です。

電子契約の留意点とは

Q8 権限のない役員や従業員が、勝手に（あるいは誤って）契約を締結してしまわないか不安です。

A Q2のとおり、電子署名には、紙の契約書に押印するのと同様の法的効力があります。したがって、権限のない役員や従業員が、電子署名を用いて電子契約を締結した場合でも、訴訟では会社の意思（権限のある者の意思）に基づく電子契約であること（文書の真正）が推定されます。

もっとも、これはあくまで「推定」にすぎず、権限のない者が電子署名をしたことを立証することによって、推定を覆すことは可能です。ただし、そのような立証は簡単ではありませんし、立証に成功したとしても、民法の表見代理として契約の成立が認められたり、契約は不成立でも、不法行為として損害賠償責任を負うこともあります。

このように説明すると、電子契約を導入することを躊躇する気持ちが生じるかもしれません。しかしながら、これは紙の契約書でも同じことであり、権限のない役員や従業員が、会社の実印や契約書用の印鑑を用いて契約書を作成してしまった場合にも、同様の問題が生じます。そうしたことを防ぐために、実印などは、たとえば金庫に入れたうえで2人の役員や従業員が揃わないと金庫を開けられないようにする、実印などを使用した記録をきちんと残すなどして、冒用が生じないよう管理に気をつかいます。

これと同様に、電子契約サービスも、権限のない役員や従業員が勝手に用いてしまうことがないよう、適切に管理をする必要があります。サービスログイン情報等の適切な管理は、電子契約を導入する場合の重要なポイントです。

Q9 どのような電子契約サービスを選べばよいでしょうか。

A 電子契約は、取引先が電子契約で契約を締結することを受け入れてくれて、はじめて利用できます。電子契約サービスを選ぶ際には、自社の都合・メリットだけでなく、取引先のことも考える必要があります。

●安心・信頼できるサービス

取引先の立場からすれば、まずは安心・信頼できるということが大切です。そうすると、利用者の少ないサービスよりも、実績があり広く利用されているサービスのほうが安心と感じる取引先が多いでしょう。さらに、Ｗｅｂサイトなどで電子契約サービスについてきちんとわかりやすく説明しているサービスのほうが安心できることでしょう。

●簡便に使えるサービス

安心・信頼できても、利用が複雑だったり、手間やコストがかかると敬遠されかねないので、取引先が、わかりやすく簡便に使えるサービスがよいでしょう。

この観点からは、当事者電子署名型のサービスよりも、事業者署名型のサービスに優位性があることは否めません。とはいえ、当事者電子署名型のサービスにも、より確実な身元確認がされるメリットがあるので、選択は悩ましいところです。当事者電子署名型と事業者署名型の双方を利用できる電子契約サービスもありますので、取引に応じて使い分けるのも1つの選択肢です。

自社のメリットの観点からは、様々な付加機能も考慮要素です。特に契約の管理機能を利用するかどうかは、ポイントの1つです。

また、ＡＰＩ（ソフトウェアなどの一部を外部に向けて公開することにより、第三者が開発したソフトウェアと機能を共有できるようにするしくみ）により、ほかのサービスと連携ができるものもあります。▲